

業務No⑯ バリアフリー化対象箇所調査

建設局設計等委託契約に係る総合評価方式(技術実績重視型)試験施行要領

平成 25 年 9 月 12 日

25 建総用第 569 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東京都建設局が発注する設計、測量及び地質調査の委託（以下「設計等委託」という。）の品質を高め、不良不適格企業の参入防止を図ることを目的として、試験的に価格以外の技術的な要素を考慮して、落札者を決定する方式（以下「設計等委託総合評価方式(技術実績重視型)」といふ。）の施行（以下「試験施行」といふ。）を建設局で実施するにあたり、円滑な運営を行うために必要な事項及び手続等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等：東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号）第 7 条の契約担当者等をいふ。
- (2) 所長：委託業務を所管する建設局の所（土木技術支援・人材育成センター含む）の長をいふ。
- (3) テクリス：一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システムをいふ。
- (4) 技術士：技術士法に基づく国家資格で、技術士の登録を行った者をいふ。
- (5) RCCM：一般社団法人建設コンサルタント協会の認定資格であるシビルコンサルティングマネージャーをいふ。
- (6) 土木学会認定技術者：公益社団法人土木学会の認定資格である土木技術者をいふ。
- (7) 地質調査技士：一般社団法人全国地質調査業協会連合会の認定資格である地質調査業務に従事する技術者をいふ。
- (8) 繼続学習（CPD）：建設系 CPD 協議会の構成団体又は測量系 CPD 協議会が運営する継続学習制度をいふ。
- (9) 基準日：各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいふ。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。
- (10) 配置予定技術者：当該試験施行対象業務（以下、「対象業務」といふ。）に携わる予定の主任技術者で、第 11 条の技術点評価の対象となる技術者とする。

(試験施行対象業務の選定及び決定)

第 3 条 対象業務は、建設局が発注する予定価格が千万未満で東京都工事施行規程第 30 条（委託基準）に基づく土木設計、測量及び地質調査とする。

2 建設局長（以下「局長」といふ。）は、財務局長に協議の上、具体的な対象業務を決定し、契約担当者等に通知する。

(学識経験を有する者の選任)

第4条 局長は、局内部職員をもって充てる学識経験者を、各所各起工課ごとに、当該起工課以外の技術系管理職から、あらかじめ一括して選任するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 落札者決定基準を定めようとするとき、局長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項。

(2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無。

2 前項(2)において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（価格その他の条件が東京都にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(落札者決定基準の作成・決定)

第6条 局長又は所長は、各対象業務の起工時に、落札者決定基準を決定するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

第7条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都設計等委託指名競争入札参加者指名基準（平成23年12月1日付23財経総第1547号。以下「指名基準」という。）により指名すること。ただし、本要領を適用する事案に限っては、指名基準の第6を「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。前述の基準に該当する希望者が10者に満たない場合でも任意指名は行わず、10者を超える場合は全者を指名する。

2 契約担当者等は、「設計等委託成績評定点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとし、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、本要領第10条第2項及び第11条第3項に規定する「設計等委託成績評定点」の算定の基となる設計等委託成績評定通知書の総評定点（以下「成績評定点」という。）のうち、それぞれ最直近のものがどちらも60点未満でない者を対象とする。

(設計等委託総合評価方式（技術実績重視型）における入札方式)

第8条 設計等委託総合評価方式（技術実績重視型）における入札方式は、指名競争入札によるものとする。

(評価の方法)

第9条 設計等委託総合評価方式（技術実績重視型）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値によるものとする。

2 価格点と技術点の配分点は、次表とする。

業務内容	価格点	技術点
設計、測量及び地質調査	30点	30点

3 価格点の算定は、価格点の配分点と基準価格（下記4の通り）に基づき、次の算定式と

する（価格は全て税抜きとする）。なお、価格点の配分点は、配分点①を 30 点、配分点②は当面の間 27 点とする。

小数点以下については、競争入札参加者間の入札価格の差異が評価の差異として反映されるまで算定すること。

(1) 基準価格 \leq 入札価格 の場合

$$\text{価格点} = \text{配分点②} \times \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}}$$

(2) 入札価格 < 基準価格 の場合

$$\text{価格点} = \text{配分点②} + (\text{配分点①} - \text{配分点②}) \times \frac{\text{基準価格} - \text{入札価格}}{\text{基準価格}}$$

4 基準価格は、設計委託、測量委託及び地質調査それぞれに対し、次の算定式で算出された価格とする。

(1) 設計委託

$$\begin{aligned} \text{基準価格} &= \text{直接人件費} \times 100\% + \text{直接経費} \times 100\% + \text{その他原価} \times 90\% \\ &+ \text{一般管理費等} \times 30\% \end{aligned}$$

ただし、予定価格の 6/10～8/10 の範囲とする。

(2) 測量委託

$$\begin{aligned} \text{基準価格} &= \text{直接測量費} \times 100\% + \text{測量調査費} \times 100\% + \text{諸経費} \times 40\% \\ &+ \text{一般管理費等} \times 30\% \end{aligned}$$

ただし、予定価格の 6/10～8/10 の範囲とする。

(3) 地質調査委託

$$\begin{aligned} \text{基準価格} &= \text{直接調査費} \times 100\% + \text{間接調査費} \times 90\% + \text{諸経費} \times 40\% \\ &+ \text{一般管理費等} \times 30\% \end{aligned}$$

ただし、予定価格の 2/3～8.5/10 の範囲とする。

・基準価格は、有効数字 3 衔として端数処理したものとする（4 衔目は切り上げる）。

※基準価格の算定については、以下を参考とした。

・平成 21 年 4 月 3 日付国官会第 2464 号

「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」

・平成 23 年 3 月 29 日付国官会第 2402 号

「「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について」

5 技術点の評価は、「企業の経歴等」、「配置予定技術者の経歴等」の算定結果の合計とする。

6 「企業の経歴等」の評価は、別表に掲げる 4 つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。

7 「配置予定技術者の経歴等」の評価は、別表に掲げる 6 つの評価項目とし、評価はそれ

らの評価点の合計によるものとする。

(「企業の経歴等」の算定方法)

第10条 「企業の経歴等」は15点満点とし、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

1 「同種・類似業務の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「同種又は類似業務の実績」は3点満点とし、入札参加希望者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に完了した業務のうち、同種業務の実績が1件以上有する場合に3点、類似業務の実績が1件以上有する場合に1.5点、同種又は類似業務の実績がない場合に0点とする。なお、実績の対象となる業務は、東京都建設局が所管する委託のみを対象とする。

(2) 同種業務は、東京都建設工事等競争入札参加資格(以下、「入札参加資格」という。)の業種区分で、当該対象業務と同一の業種のうち、テクリスの業務キーワードが当該対象業務と同一で、延長、面積等の規模が同程度以上のものとし、公表事項において明示する。

(3) 類似業務は、入札参加資格の業種区分で、当該対象業務と同一の業種のうち、テクリスの業務キーワードが当該対象業務と同一で、延長、面積等の規模が当該対象業務よりも小さいものの経歴として有用なものとし、公表事項において明示する。

2 「過去の成績評定」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「過去の成績評定」は8点満点とし、下表に示すとおり評価する。

設計等委託成績評定通知書の総評定点の平均点	企業の設計等委託成績評価点
75点以上	8点
72.5点以上 75点未満	7点
70点以上 72.5点未満	6点
67.5点以上 70点未満	5点
65点以上 67.5点未満	4点
62.5点以上 65点未満	3点
60点以上 62.5点未満	2点
60点未満	0点

(2) 設計等委託成績評定通知書の総評定点(以下、「成績評定点」という。)の平均は、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した業務のうち、委託完了日が基準日に近いものから順に3件の成績評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該業務件数のみを対象とする。完了日が同一の案件が複数存在する場合は成績評定点の低いものを優先する。

また、成績評定点が60点未満のものは、当該評定点を0点として算定するものとする。

(3) 設計等委託成績評定通知書は、東京都が評定を行った委託(公営企業局を含み、建設局以外の局等においては、平成24年1月4日以降に契約締結した委託の成績評定に限る。)のみを対象とする。

(4)成績評価点の算定の対象業務は、入札参加資格の業種区分で、当該対象業務と同一の業種とする。

(5) 成績評価点の算定の対象分野は、当該対象業務と同一のテクリスに登録された業務分野とする。ただし、当面の間、分野の指定は行わない。

3 「優良表彰の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

「優良表彰の実績」は 2 点満点とし、入札参加希望者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の間に、優良業務として表彰実績を 1 件以上有する場合に 2 点、表彰実績がない場合に 0 点とする。なお、評価対象とする表彰実績は、建設局の所管業務において、業務を優良な成績で完成させたとして、建設局優良工事等公表要綱により局長から贈呈された賞状又は建設局事務所長優良工事等感謝状贈呈要綱により所長から贈呈された感謝状の実績を対象とする。

4 「地域精通度」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

「地域精通度」は 2 点満点とし、当該試験施行対象業務を発注する事務所（以下、当該事務所という。）の所管業務において、基準日の 3 年 3 か月前の日から起算して 3 年の間に完了した業務のうち、入札参加希望者が、成績評定点 60 点以上の実績を 1 件以上有する場合に 2 点とし、それ以外の場合に 0 点とする。評価の対象とする業務は、入札参加資格の業種区分で、当該対象業務と同一の業種とする。

ただし、これによらない場合は、公表事項において明示する。

（「配置予定技術者の経歴等」の算定方法）

第 11 条 「配置予定技術者の経歴等」は、主任技術者として予定しているものを評価対象として 15 点満点とし、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

1 「技術者の保有する資格」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 設計業務では、「技術者の保有する資格」は 1 点満点とし、技術士又はこれと同等の能力（当該業務に関連する能力、部門等とし、公表事項に明記）を有する場合に 1 点、 RCCM（当該業務に関連する部門とし、公表事項に明記）又はこれと同等の能力（当該業務に関連する能力等とし、公表事項に明記）を有する場合に 0.5 点とする。

なお、複数の資格を有する場合、最も上位の資格のみを評価するものとし、いずれの資格等においても、当該業務と関連しない部門等の場合及びいずれの資格等も有しない場合に 0 点とする。

(2) 測量業務では、「技術者の保有する資格」は 1 点満点とし、測量士の資格取得後 8 年以上の実務経験を有する場合に 1 点、測量士補の資格取得後 12 年以上の実務経験を有し測量士の資格を有する場合に 0.5 点とする。

なお、いずれの資格及び実務経験を有しない場合は欠格とする。

(3) 地質調査業務では、「技術者の保有する資格」は 1 点満点とし、技術士又はこれと同等の能力（当該業務に関連する能力、部門等とし、公表事項に明記）を有する場合に 1 点、 RCCM（部門は「地質」及び「土質及び基礎」のみ）又はこれと同等の能力（当該業務に関連する能力等とし、公表事項に明記）を有する場合に 0.5 点とする。

なお、複数の資格を有する場合、最も上位の資格のみを評価するものとし、いずれの資格等においても、当該業務と関連しない部門等の場合及びいずれの資格等も有しない場合に 0 点とする。

- 2 「同種・類似業務の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「同種・類似業務の実績」は 3 点満点とし、基準日の 3 年前の日から起算して 3 年の間に完了した同種業務のうち、配置予定技術者が主任技術者として携わった実績がある場合に 3 点、類似業務の実績がある場合に 1.5 点とする。なお、いずれの業務実績もない場合に 0 点とする。また、実績の対象となる業務は、東京都建設局が所管する委託のみを対象とする。
- (2) 同種業務は、入札参加資格の業種区分で、当該対象業務と同一の業種のうち、テクリスの業務キーワードが当該対象業務と同一で、延長、面積等の規模が当該対象業務と同程度以上のものとし、公表事項において明示する。
- (3) 類似業務は、入札参加資格の業種区分で、対象業務と同一の業種のうち、テクリスの業務キーワードが当該対象業務と同一で、延長、面積等の規模が当該対象業務よりも小さいものの経験として有用なものとし、公表事項において明示する。
- 3 「過去の成績評定」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「設計等委託成績評価点」は 8 点満点とし、下表に示すとおり評価する。
- | 設計等委託成績評定通知書の総評定点の平均点 | 技術者の設計等委託成績評価点 |
|-----------------------|----------------|
| 75 点以上 | 8 点 |
| 72.5 点以上 75 点未満 | 7 点 |
| 70 点以上 72.5 点未満 | 6 点 |
| 67.5 点以上 70 点未満 | 5 点 |
| 65 点以上 67.5 点未満 | 4 点 |
| 62.5 点以上 65 点未満 | 3 点 |
| 60 点以上 62.5 点未満 | 2 点 |
| 60 点未満 | 0 点 |
- (2) 成績評定点の平均は、基準日の 3 年 3 か月前の日から起算して 3 年の間に完了した業務のうち、委託完了日が基準日に近いものから順に 3 件の成績評定点の相加平均とし、小数第 2 位以下は切り捨てる。3 件に満たない場合は、当該業務件数のみを対象とする。完了日が同一の案件が複数存在する場合は成績評定点の低いものを優先する。また、成績評定点が 60 点未満のものは、当該評定点を 0 点として算定するものとする。
- (3) 設計等委託成績評定通知書は、配置予定技術者が主任技術者として携わった東京都が評定を行った委託（公営企業局を含み、建設局以外の局等においては、平成 24 年 1 月 4 日以降に契約締結した委託の成績評定に限る。）のみを対象とする。
- (4) 成績評価点の算定の対象業務は、入札参加資格の業種区分で、当該対象業務と同一の業種とする
- (5) 成績評価点の算定の対象分野は、当該対象業務と同一のテクリスに登録された業務分野とする。ただし、当面の間、分野の指定は行わない。
- 4 「優良表彰の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- 「優良表彰の実績」は 1 点満点とし、配置予定技術者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の間に、主任技術者として携わっ

た優良業務として表彰実績を1件以上有する場合に1点、表彰実績がない場合に0点とする。

なお、評価対象とする表彰実績は、建設局の所管業務において、業務を優良な成績で完成させたとして、建設局優良工事等公表要綱により局長から贈呈された賞状又は建設局事務所長優良工事等感謝状贈呈要綱により所長から贈呈された感謝状の実績を対象とする。

5 「継続学習状況」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

「継続学習状況」は1点満点とし、配置予定技術者は、建設系CPD協議会の各構成団体又は測量系CPD協議会が推奨する単位を有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

CPD単位取得の証明は、当該業務の競争入札参加申込書受付期間の末日から1年前の間に証明期間の一部が含まれていることとする。評価にあたっては、年単位で評価することとして、証明期間に端数がある場合は切り上げるものとする（別紙1のとおり）。

評価の対象とする運営団体については、公表事項において明示する。

6 「地域精通度」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

「地域精通度」は1点満点とし、配置予定技術者が主任技術者として携わった当該事務所の所管業務において、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した業務のうち、成績評定点が60点以上の実績を1件以上有する場合に1点とし、それ以外の場合に0点とする。評価の対象とする業務は、入札参加資格の業種区分で、当該対象業務と同一の業種とする。

ただし、これによらない場合は、公表事項において明示する。

（落札者の決定方法）

第12条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第9条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（公表事項の作成・公表）

第13条 設計等委託総合評価方式（技術実績重視型）の試験施行の実施に当たっては、発注予定業務の事前公表において、下記の事項を具体的に明示し公表するものとする。

- (1) 設計等委託総合評価方式（技術実績重視型）の対象業務であること
- (2) 提出資料の様式、提出方法
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 価格点の評価方法
- (5) 技術点の評価項目及び評価方法
- (6) 資料の提出後においては、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できること。
- (8) その他必要と認める事項

2 前項の各事項の公表については、当該対象業務の発注予定表の配布資料等欄に「公表事項」として添付し公表するものとする。

(資料説明会及び資料の提出)

第 14 条 資料説明会は、開催しない。

2 入札参加希望者は、競争入札参加申込みと併せて、前条による公表事項に基づき、以下に示す資料を提出するものとする。

(1) 同種・類似業務の実績を証明する書類

業務実績を証明する書類（テクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写し）を企業及び配置予定技術者が主任技術者として携わった業務実績の根拠を示す資料として提出する。なお、評価対象となる業務実績は、当該対象業務と同一の業種とする。

(2) 設計等委託成績評定点の成績を証明する書類

設計等委託成績評定通知書の写しを企業及び配置予定技術者が主任技術者として携わった設計等委託成績の根拠を示す資料として提出する。

ただし、設計等委託成績評定通知書に主任技術者名が記載されていない場合は、当該業務に携わったことを証明する書類（テクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写し）を提出する。

(3) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類

資格者証・登録証等の写し、測量士の場合は実務経験を証明する資料を、配置予定技術者の保有資格の根拠を示す資料として提出する。

(4) 「優良表彰の実績」を証明する書類

賞状等の写しを、企業の表彰実績及び配置予定技術者が主任技術者として携わった表彰実績の根拠を示す資料として提出する。

(5) 継続学習状況を証明する書類（CPD 実績証明書等の写し）

配置予定技術者が CPD の登録証明を有している場合、建設系 CPD 協議会の各構成団体又は測量系 CPD 協議会の団体等が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写しを提出する。

インターネットでの検索結果の写しは評価しない。

(6) 地域精通度を証明する書類

当該事務所の所管業務の業務実績を証明する書類（テクリスの完了登録を経て発行された登録内容確認書の写し及び委託成績評定通知書の写し）を企業の実績及び配置予定技術者が主任技術者として携わった実績の根拠を示す資料として提出する。

(入札経過調書の作成・公表)

第 15 条 設計等委託総合評価方式（技術実績重視型）による入札結果の公表については、落札者の決定の後、各入札参加者の入札金額、価格点、技術点及び評価値を記載した入札経過調書を作成し、これを規定の入札経過書に添付して公表するものとする。

(その他)

第 16 条

(1) 提出資料の提出後においては、提出資料に記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (2) 提出資料に記載された配置予定技術者は、業務完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・業務実績は、変更前の技術者の保有する資格・業務実績以上とする。
- (3) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は、技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合にあっても、変更後の技術者の保有する資格・業務実績が変更前の技術者の保有する資格・業務実績未満の場合は、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うものとともに、本業務の設計等委託成績評定点を減点することがある。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 15 日から施行する。

別表_技術点の評価項目と配点

評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点
①企業の経歴等			15
企業	企業の同種・類似業務の実績	過去3年の同種又は類似業務の実績	3
	企業の過去の成績評定	過去3年の設計等委託成績評定点の平均点	8
	企業の優良表彰の実績	過去3年の企業の優良表彰等の実績	2
	企業の地域精通度	過去3年の当該事務所での業務実績の有無	2
②配置予定技術者の経歴等			15
主任技術者	技術者の保有する資格	技術者資格	1
	技術者の同種・類似業務の実績	過去3年の同種又は類似業務の実績	3
	技術者の過去の成績評定	過去3年の設計等委託成績評定点の平均点	8
	技術者の優良表彰の実績	過去3年の技術者の優良表彰の実績	1
	技術者の継続学習状況	過去1年のCPD取得単位の有無	1
	技術者の地域精通度	過去3年の当該事務所での業務実績の有無	1
計			30

別紙1_継続教育（CPD）評価期間の考え方

- CPD 単位取得の証明は、当該業務の参加申し込み受付期間の末日から 1 年間の間に証明期間の一部が含まれていることとする。
- CPD の証明期間は各団体毎に異なることから、規定はしないが CPD 登録証明書等が何年間の実績を証明しているか明確にすること。
- 評価期間は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。
(例：証明期間 1 年 3 ヶ月の証明書の場合は、2 年の証明書として評価する。)

推薦単位: 50単位／年の場合

	過去1年間 受付期間末日	評価単位	評価
ケース1	証明期間: 1年間 登録単位: 55単位 証明書発行日	55単位／年	加点評価する
ケース2	証明期間: 1年間 登録単位: 80単位 証明書発行日	80単位／年	加点評価する
ケース3	証明期間: 1年間 登録単位: 150単位 証明書発行日	0単位／年	加点評価しない
ケース4	証明期間: 1年間 登録単位: 130単位 証明書発行日	0単位／年	加点評価しない
ケース5	証明期間: 2年間 登録単位: 130単位 証明書発行日	65単位／年	加点評価する
ケース6	証明期間: 1年3ヶ月 登録単位: 80単位 証明書発行日	40単位／年	加点評価しない

出展：国土交通省関東地方整備局

平成 25 年 7 月 29 日付関東地方整備局企画部技術管理課 継続教育（CPD）の評価について
(「平成 25 年建設コンサルタント業務等に係る入札契約手続きに関する変更点について」資料)

業務実績確認票

※本票は「業務実績確認票」です（希望票ではありません）。

※確認印を受けた後は、当該確認票はお持ち帰りの上、別途、電子調達システムで希望申請を行ってください。

※電子調達システムで希望申請を行わないと、希望申請手続が完了しませんのでご注意ください。

契約番号	件名
25-03118	都道におけるバリアフリー化対象箇所調査委託

平成25・26年度物品買入れ等競争入札参加資格							
種目番号及び営業種目	格付等級・順位	受付番号					
123 都市計画・交通関係調査業務							

第1 確認事項

下記の1から2のすべてに該当すること。

- 1 種目番号 123 番「都市計画・交通関係調査業務」の「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- 2 以下のいずれかの条件を満たすこと。

（但し、基本又は詳細設計など、工事発注のための委託業務の実績は除く）

- ①過去10年間に区市町村から発注された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」または、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づく基本構想策定の委託業務の実績を有すること。
- ②過去10年間に国土交通省（地方整備局を含む）、または、地方公共団体から発注された、歩行空間のバリアフリー化に係る検討委託業務の実績を有すること。

【確認書類等】

受託者の要件の確認書類として、実績が確認できる資料（契約書等（写し可））

平成25年 月 日

○希望申込者 所在地
商 号
代表者名
(代理人) 所在地
支店名等
代理人名

印

印

（担当者名及び連絡先）

TEL

* 受付票と同様に記載してください。

代理人名で申し込む場合は、代表者及び代理人名を記載の上、代理人印を押印してください。

建設局道路管理部 安全施設課
施設計画係 確認

第2 業務実績等確認先及び確認期間

本案件を希望する場合は、上記「第1 確認事項 2」の要件を満たしていることが証明できる書類（契約書等（写し可））を確認先まで持参し、確認印を受けてください。

1 業務実績等確認先

建設局道路管理部安全施設課 施設計画係
電話：03-5320-5302

2 確認期間及び時間

確認期間：平成25年10月22日(火)から10月25日(金)まで(閉庁日を除く。)

確認時間：各日とも9時から17時まで。(12時から13時は除く)。

ただし、最終日は12時(正午)まで。

<委託の入札等について>

この委託の入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

特記仕様書

【委託件名】 都道におけるバリアフリー化対象箇所調査委託

【履行場所】 東京都内全域（島しょを除く）

【委託期間】 契約確定日の翌日から平成26年3月24日まで

1. 総則

1. 本委託に用いた資料については、その出典を明らかにするとともに、監督員の指示があったものは、整理したうえで速やかに提出すること。
2. 本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」によるものとする。
3. 成果品納品後であっても、内容に不備が認められた時には、速やかに受託者の責任において訂正を行うこと。
4. 情報セキュリティの確保
 - ① 電子情報の取り扱いに関して、受託者は、「東京都情報セキュリティ対策基準」（平成24年7月1日施行）と同水準での情報セキュリティを確保すること。
 - ② なお、受託者が、情報セキュリティを確保できなかったことにより東京都が被害を被った場合には、東京都は受託者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求できる損害賠償額は、東京都が実際に被った損害額とする。
5. 本委託に必要となる関係書類等は、受託者の申し出により貸与するが、同時に資料等の収集に努めること。また、貸与したデータは、必ず東京都へ返却すること。

6. 個人情報の取り扱い

- (1) 東京都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て東京都保有の個人情報であり、東京都の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 委託期間の満了後は、東京都より貸与された資料を返還するものとし、その

他東京都保有の個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む）を東京都に提出するものとする。

7. ディーゼル自動車規制に適合する自動車による配送等

本委託の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8. 測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、T E C R I Sに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、T E C R I Sより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9. 本業務は電子納品対象業務である。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。電子納品の仕様については、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」の記載に従うこととする。

10. 本特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議し、その指示に従うこと。

2. 目的

本委託は、東京都管理道路におけるバリアフリー化対象経路の選定を行い、バリアフリー化の現況を調査し、今後の道路のバリアフリー化事業を検討する際の基礎資料とする目的とする。

3. 委託内容

(1) 計画準備

業務実施にあたり、業務の目的・主旨を把握したうえで、実施手順および調査手法を計画・立案し、業務計画書を作成する。

(2) バリアフリー基本情報図の作成

① 東京都管理道路において、下記の状況を整理する。

- i) 東京都内の全駅周辺地区（徒歩圏半径 1km 圏域）における都道等の抽出
- ii) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック「立候補ファイル」に掲載されている下記のオリンピック関連施設周辺地区（徒歩圏半径 1km 圏域）における都道等の抽出

○「立候補ファイル」

- 選手村

(http://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_section_10_jp.pdf)

- 競技会場（33箇所。全競技会場のうち札幌・宮城・さいたま・横浜の会場を除く。）

(http://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_section_8_jp.pdf)

- 国際放送センター（IBC）及びメインプレスセンター（MPC）

(http://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_section_14_jp.pdf)

- iii) 都が指定している下記の避難道路及び帰宅支援対象道路に該当する都道等の抽出

○避難道路（平成 25 年度改定）

- 避難道路一覧

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/hinan/pdf/hinan01_04.pdf?1305)

- 避難道路図

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/hinan/pdf/hinanbasyo_dourozu.pdf?1305)

○帰宅支援対象道路

- 東京都地域防災計画震災編（平成 24 年修正）[別冊資料]

- 対象道路一覧（資料編第 2 部 資料第 134）

(<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/pdf/keikaku/s-sinsai1-02.pdf>)

- 対象道路図（図表編 図 12）

(<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/pdf/keikaku/s-sinsai2-01.pdf>)

②上記の i) ~ iii) の都道等を、下記の通りに分類・図示し、基本情報図を作成する。

- i) 歩道有効幅員 2m以上かつ H27までの整備完了箇所
- ii) 歩道有効幅員 2m 以上かつ H27までの未整備箇所
- iii) 歩道有効幅員 2m 以下の箇所

なお、歩道有効幅員の資料及び整備箇所等の資料は東京都より貸与する。

(3) 生活関連施設の候補施設の抽出

①都内で策定されているバリアフリー新法に基づく基本構想等を参考に、生活関連施設の候補施設を選定する。

※生活関連施設・・・官公庁施設、福祉施設、その他の施設（病院、百貨店、ホテル等）などの特定建築物に位置づけられるもの

②駅周辺地区及びオリンピック関連施設周辺地区における、歩道有効幅員 2m 以上かつ H27 までの未整備箇所を対象として、バリアフリー基本情報図に、選定した生活関連施設の候補施設の分布状況をプロットする。

③生活関連施設の候補施設の分布状況を「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に示されている重点整備地区の要件を踏まえ、下記の通りに分類し、図示する。

- i) 生活関連施設の候補となる施設が 3 以上（駅を含む）所在する地区
- ii) 生活関連施設の候補となる施設が 3 未満（駅を含む）所在する地区

(4) バリアフリー化対象経路の選定

①駅周辺地区（徒歩圏半径 1km 圏域）

（3）の生活関連施設の候補となる施設が 3 以上（駅を含む）所在する地区を対象として、各施設間を結ぶ想定の生活関連経路を抽出し、そのうち、全区間又は一部区間が都道等に該当する経路をバリアフリー化対象経路として選定し、バリアフリー化対象経路総括表に整理する。

また、オリンピック・パラリンピックロードレースのコースへの最寄駅からの経路をバリアフリー化対象経路として選定し、バリアフリー化対象経路総括表に整理する。

なお、バリアフリー化対象経路は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に示されている重点整備地区の要件を踏まえ、生活関連施設の候補となる施設を利用する高齢者、障害者等が、当該施設間又は駅やバス停留所から当該施設まで、徒歩で移動する際に利用する経路を選定するものとする。オリンピック・パラリンピックロードレースのコースの資料は東京都より貸与する。

②オリンピック関連施設周辺地区（徒歩圏半径 1km 圏域）

歩道有効幅員 2m 以上かつ未整備箇所をバリアフリー化対象経路として選定し、バリアフリー化対象経路総括表に整理する。なお、経路の選定にあたっては、近傍の生活関連施設や整備済箇所への接続も考慮すること。

(5) 現地調査

選定したバリアフリー化対象経路及び、東京都が指定する避難道路等のうち道路延長約200kmを対象とし、下記の調査項目及び内容で現地調査を行う。

また、現地調査対象経路の起点・終点、及び、測定箇所の起点方向・終点方向の現地写真を撮影する。なお、現地調査対象箇所に関しては、監督員と協議すること。

調査項目	内容
①歩車道の分離	・マウントアップ（155型、205型）形式又はセミフラット形式等に分類
②舗装種別	・アスファルト、ILB・平板等、その他に分類
③横断勾配	・一般部、横断歩道部において概ね100mピッチで計測（単位：%）
④縦断勾配	・一般部、横断歩道部において概ね100mピッチで計測（単位：%）
⑤歩車道の段差	・歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差（単位：cm）
⑥視覚障害者誘導用ブロック	・交差点部、バス停部、施設間連続設置の有無
⑦立体横断施設	・横断歩道橋の有無、歩道残幅員、傾斜路またはスロープの設置の有無
⑧バス停留所	・バス停留所の有無、当該区間の歩道面の高さ
⑨タクシー乗り場	・タクシー乗り場の有無、当該区間の歩道面の高さ

(6) 調査結果のとりまとめ

選定したバリアフリー対象経路と現地調査の結果を、経路毎に図（縮尺1/10,000程度）と表で整理し、バリアフリー化対象経路現況調査票を作成する。

なお、図には、対象経路に関する生活関連施設の候補施設も表示する。

また、本委託の業務内容を踏まえ、今後のバリアフリー化事業の整備方針、事業計画についての提案を行う。

(7) 報告書作成

対象経路の選定・調査内容について総括的にとりまとめた報告書を作成する。

4. 成果品

①報告書（金文字製本）…………… 2部

- ・バリアフリー基本情報図
- ・生活関連施設の候補施設の分布図
- ・バリアフリー化対象経路現況調査票
- ・バリアフリー化対象経路総括表

路線名、起点・終点、延長、歩道の設置状況及び有効幅員、生活関連経路・避難道路等の指定状況、バリアフリー化の整備状況等を一覧表で整理する。

- ・バリアフリー化整備状況図（区部・多摩部）

②電子納品用CD-R（報告書内容、対象箇所選定に使用したデータ、現地写真データ等）……………2部
その他、監督員が指示するもの。

5. その他

- (1) 受託者は、発注者との打合せ後には、その都度議事録を速やかに提出すること。
- (2) 打合せは、業務着手時、中間1回、成果品納品時の3回程度行なうこと。
- (3) 打合せ及び成果品の納入時には、主任技術者が立ち会うこと。

問合せ先 東京都建設局道路管理部安全施設課
施設計画係
電話 03-5320-5302